

市営墓園利用者募集要綱

- 1 所在地
新川墓園 植出町4丁目65番地
神有墓園 神有町1丁目73番地
東山墓園 東山町1丁目 1番地
荒子墓園 荒子町2丁目68番地1
明石墓園 松江町2丁目 2番地
- 2 募集区画 別紙「市営墓園の申込可能区画一覧」のとおり
- 3 使用料 1区画当り 83,490円（永代）
- 4 応募条件
 - (1) 碧南市内に住所を有する者。
 - (2) 自己の死亡した親族の墳墓の用に供する者。
- 5 許可条件
 - (1) 墓園本来の目的以外に使用しないこと。
 - (2) 利用許可後6箇月以内に墓碑等を建立のこと。
 - (3) 利用権の譲渡及び転貸はしないこと。
 - (4) 利用者は、利用場所の清潔及び尊厳の維持に務めること。
 - (5) 碧南市営墓園の設置および管理に関する条例及び同条例に基づく規則を遵守すること。
- 6 募集期間 随時募集
- 7 応募方法
市営墓園申込書を環境課へ提出。郵送でも可。ただし郵送提出の場合は、発送前に環境課へ電話連絡すること。
- 8 提出書類
当選後は、速やかに利用許可に関する申請書類を提出すること。
- 9 使用料の納入
申込者は、墓園使用料83,490円を指定された期限までに市指定の納付通知書にて会計管理者宛に納入すること。
- 12 設置義務及び使用料の返還
 - (1) 利用許可後6箇月以内に設置しない場合は利用許可を解消する場合がある。
 - (2) 許可後において取消又は、使用場所を返還する場合は、使用料は返還しない。

13 墓碑等の設置制限

- (1) 墓碑又はこれに類する施設は、境界ブロックの頂点の高さから 3 メートル以内とする。
- (2) 囲障の高さは、境界ブロックの頂点の高さから 1 メートル以内とする。
- (3) 境界及び土留めブロックは、いかなる理由があっても取り外したり移動してはならない。
- (4) その他については市条例及び管理規則によるものとする。